

○オンライン申請への取り組み

事務連絡一部抜粋(国土交通省)

緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症予防に配慮した
定期調査・検査業務の実施について

なお、「押印を求める手続きの見直し等のため国土交通省関係省令の一部を改正する省令」(令和2年国土交通省令第98号)により、令和3年1月1日から国民や事業者等に対して押印を求める建築基準法施行規則等の手続きについては押印を不要にしたところであり、「押印を求める手続きの見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令等の施行について(技術的助言)」(令和2年12月28日付け国住指第3408号)で通知した通り、定期調査・検査の報告業務における手続きのオンライン化についても積極的に検討し、取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、貴管内の特定行政庁及び地域法人(特定行政庁との契約に基づき定期報告制度に関する業務を行う公益法人等を言う。)に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

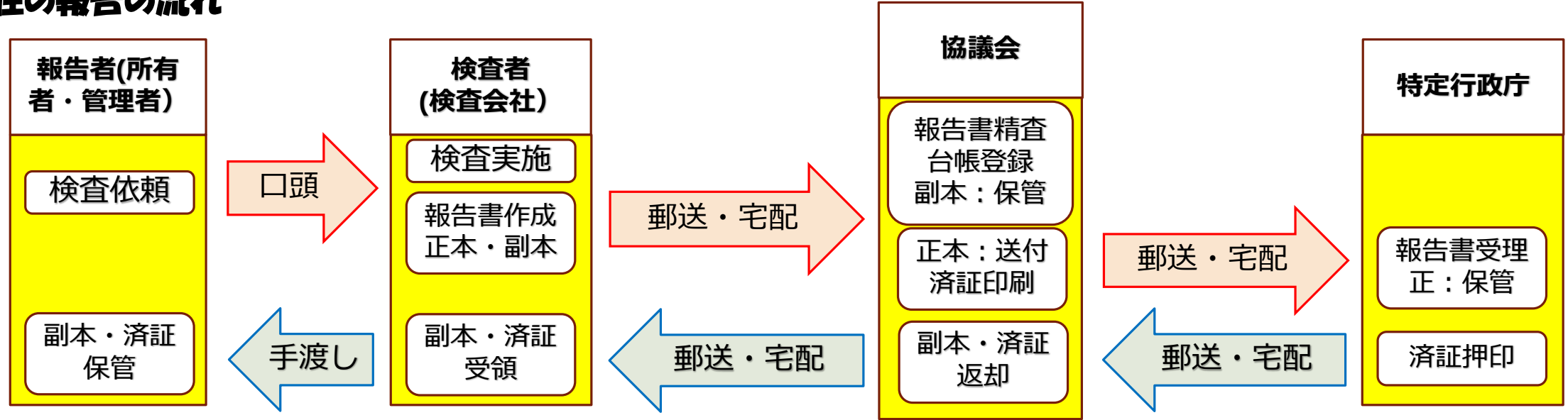
現在の協議会の対応

- オンライン申請(メール申請、システム申請)の検討 ⇒ 現状では仕様や費用が不明確でありシステムの構築は困難
- 検査報告書のメール申請の試験的实施 ⇒ 一定条件のもと試験的に実施し、問題点などを把握し改善を行う

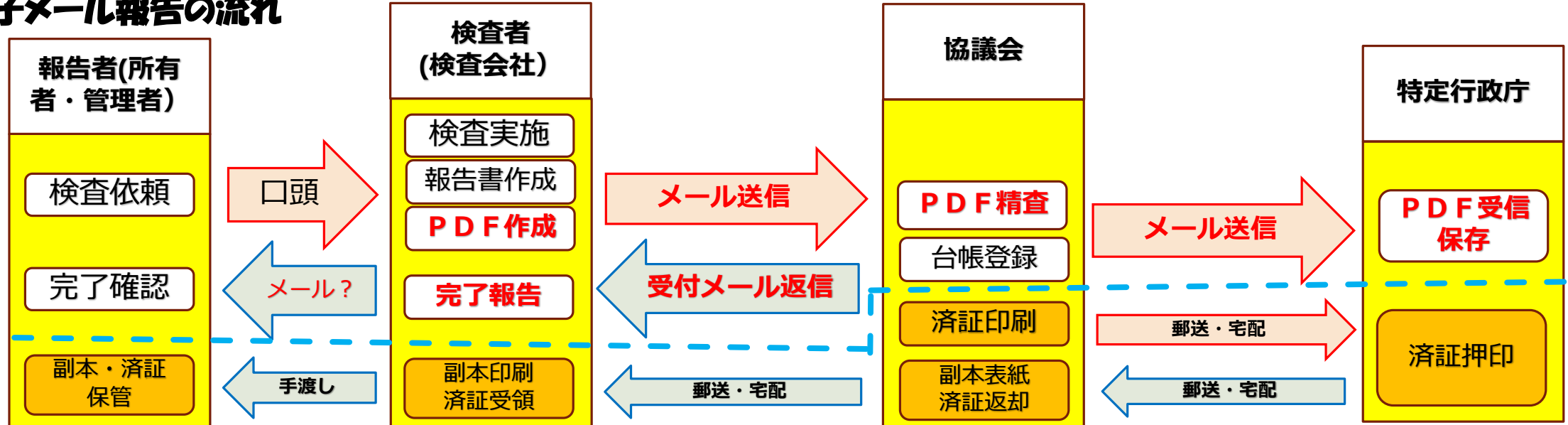
○オンライン申請への取り組み

検査報告書の電子メールによる報告

現在の報告の流れ



電子メール報告の流れ



○オンライン申請への取り組み

検査報告書の電子メールによる報告

	検 討 事 項	報告会社	協議会	特定行政庁
セキュリティ	<p>◆メール誤送信防止 誤って関係外に添付ファイル付きのメールを送信することを防止。 ⇒最初にメール（添付なし）を送信し以降このメールに返信する様にする。</p>	○	○	△
	<p>◆パスワード設定 誤って送信した場合、第三者にファイルが開かれないようにする。 ⇒PDFにパスワードを設定する。 （圧縮ファイルも可？）</p>	○	△	△
メール容量	<p>◆送受信可能な容量の確保 写真添付、複数台報告があるのである程度の容量が必要。 ⇒最低5MB程度必要。</p>	○	○	○
パソコン整備	<p>◆PDF編集ソフトの購入 パスワード設定に必要。（開封も必要？）</p>	○	○	△
	<p>◆データ保存用のサーバー容量確保 一定期間新たに電子データとして保存する。 ⇒各社にて確保</p>	△	○	○

○オンライン申請への取り組み

検査報告書の電子メールによる報告

今後のメール報告の流れ

報告会社

- 社内でメール申請可否検討**
 - ・メール容量、サーバー容量等の整備
 - ・社内のセキュリティポリシー
 - ・PDF編集ソフトの購入(パスワード設定等)
- 報告者(所有者・管理者)とメール申請可否打ち合わせ**
 - ・報告者との検査報告書の取り扱い
 - ・報告者への連絡方法(メール等)の再確認

特定行政庁

- 特定行政庁内でメール申請可否検討**
 - ・メール容量、サーバー容量等の整備
 - ・報告書(PDF)の保存方法の確立
 - ・報告書の確認方法及びモニターの追加設置等
 - ・PDF編集ソフトの購入(パスワード設定等)

連絡

近畿ブロック昇降機等検査協議会

- 報告会社からの要望の整理と対応**
 - ・メール報告の可否
 - ・メール報告時の決め事(ルール等)
- 特定行政庁からの情報と報告会社への通知**
 - ・メール報告受付準備の状況
 - ・メール報告時の決め事(ルール等)
- 協議会内のサーバー、PCの整備**
 - ・サーバー容量UP、モニターの追加設置等

連絡

報告会社でメール報告を行うことになれば協議会まで相談願います。